

## 第10章 学生生活

**【到達目標】** 現代の日本の高等教育機関においては、国際的、国内的に評価される有為な人材の輩出が強く求められている。聖学院大学では、建学の精神に基づき学生の人間的な発展や成熟を目指し、正課外教育における諸活動においても、学生の素質を本学における学生生活を通して最大限に発揮することができるための好ましい環境を整える。また、学生個々人の個性に即した支援を積極的、かつ有効に実施することにより、成長し自立した人材、及び社会における指導的役割を果たすことができる人材、すなわち、キリスト教精神に基づいて個性豊かな人材育成を目的とした学生生活への支援を目指す。

具体的には、経済的理由による学業継続が困難な学生のための奨学金等の支援制度を充実させる他、学生の心身の健康保持、安全・衛生に関する指導を充実すると共に、学生の様々な悩み等に対応する相談・解決のための組織及び体制を整備する。特に、本学はキリスト教大学としての特徴を活かした、チャプレン（牧師）によるパストラルケア体制を充実させる。また、大学内における種々のハラスメント防止に関する活動を充実させると同時に、相談、解決のための支援体制を整備し、有効に機能させる。さらには、学生が自己発見をし、自らの将来の人生や進路を考える機会を提供すると共に、就職のために適切な指導・支援を行う。なお、就職支援に関しては、本学の卒業生に対する支援も視野に入れた活動を行っていく。

以上の聖学院大学が掲げる目標を踏まえて、ここでは以下に示す点を特に意識した点検・評価を行う。

- ① 経済的理由等により学業継続が困難な学生を支援するための取り組みは充実しているか。
- ② 学生の心身の健康保持、安全・衛生に関する相談・指導体制は充実し、有効に機能しているか。
- ③ 学生のライフデザインや進路（就職・進学）に関する指導のための組織・体制は整えられているか。

## 1 学生への経済的支援

### 1) 奨学金等、学生の経済的支援を図るための措置

(A群:奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性)

**【現状の説明】** 本学の学内奨学金制度としては、大学が行っている2つの奨学金、すなわち成績優秀者に褒賞として給付する「聖学院大学特別奨学金・第1奨学金」（目的支援型、達成型メリット奨学金（給付））と経済的困窮者に対する「聖学院大学特別奨学金・第2奨学金」（経済支援型、ニード奨学金（貸与））が主なものであるが、それ以外に、外郭団体である聖学院大学後援会および聖学院大学学友会が行っている奨学金等がある。本学の奨学

金制度は、経済状況や学業成績を基準として行っているが、成績優秀者に対する「聖学院大学特別奨学金・第1奨学金」と国際交流に関連する「女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金」以外は、経済的に支援が必要な学生に対する奨学金である。なお、本学では経済支援の奨学金は、緊急性の高い特別な場合を除いては貸与が中心となっている。聖学院大学特別奨学金・第2奨学金の最近の採用状況は、ほぼ安定的な数となっている。これは、決められた予算枠の中で対処するために、事前に人数調整を行っている結果であるが、この枠からはずれた場合は、聖学院大学後援会や聖学院大学学友会の奨学金に出願させている。

聖学院大学後援会修学援助奨学金は、保証人の死亡などによって緊急に学費の調達に困難になったような場合に、その緊急度や経済状況に応じて給付または貸与される奨学金であり、毎年数名の採用がある。また、聖学院大学学友会奨学金は本学独自の奨学金制度が整備される以前から、金額は多くはないものの授業料または生活費における一時的な経済支援のための奨学金として貴重な役割を担っていたが、近年は、利用者は減る傾向にあり、この数年は1、2名の採用となっている。

(財)日本国際教育協会は、私費外国人留学生に対し授業料減免を実施した学校法人を対象に授業料の一定額を限度に援助を行う制度を実施しているが、本学では、この制度を利用し、私費留学生の経済的負担をできるだけ軽減することを目的として、成績及び在籍確認簿が良好な留学生に対する授業料減免の制度を2005年度より設けている(2005年度以前は、留学生奨学金として給付)。近年は留学生数の増加に伴い、2005年度では学部留学生の9割以上に当たる162名の留学生を対象に減免を行ったが、その一部は上記協会より援助金として支給された。

学外奨学金の主なものは、日本学生支援機構によるものだが、それ以外に、自治体等が設置している奨学金制度による受給実績もある。

奨学金以外での経済的支援を図るための措置としては、本学学生を対象とした銀行提携教育ローン制度がある。この制度は、在学期間中、学費の調達に苦勞することなく学業に打ち込めるよう配慮した制度であり、一般の教育ローンより低金利で融資を受けることができる。2005年度の利用者数は3名、融資総額は270万円であった。

各種奨学金制度の詳細および採用実績(2001～2005年度)は下記のとおりである。

聖学院大学における奨学金制度

学内奨学金制度	基金又は予算	出願方法・資格	金額
給付	聖学院大学特別奨学金・第1奨学金	奨学費 学生部委員会へ出願、前年度の各学年・学科の成績順位が1～3位の者	1位 150,000円 2位 100,000円 3位 70,000円
	女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金	女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金基金 学長へ出願、奨学金委員会で審査。国際交流の進展に貢献する意志を有する者	上限 500,000円
	ルー・ロング・コムズ記念奨学金	ルー・ロング・コムズ記念奨学金 学長へ出願、奨学金委員会で審査。経済的に困窮し、援助を必要とする者	1学期授業料相当額 (半額給付、半額貸与)
	聖学院大学後援会修学援助奨学金	後援会 学友会参事会へ出願、修学継続困難者	1学期授業料相当額

減免	聖学院大学特別奨学金・留学生授業料減免(2005年度より)	留学生授業料減免	学生部委員会へ出願、学業に精励し品行に優れた者	年間授業料の30%~60%
貸与	聖学院大学特別奨学金・第2奨学金	奨学費	学生部委員会へ出願、経済的困窮者	1学期授業料相当額
	聖学院大学学生会修学援助奨学金	学生会	学生会参事会へ出願、突発的に経済的逼迫状態に陥り緊急が生じた場合	月額10,000~100,000円
	聖学院大学後援会修学援助奨学金	後援会	学生会参事会へ出願、修学継続困難者	1学期授業料相当額
学外奨学金制度				
給付	私費外国人留学生学習奨励費	日本学生支援機構	私費外国人留学生	月額50,000円
	国費外国人留学生	文部科学省	私費外国人留学生	月額135,000円
	ロータリー米山奨学金	(財)ロータリー米山記念奨学会	私費外国人留学生(中国・韓国籍以外)	月額100,000円
	ツツミ奨学財団奨学金	ツツミ奨学財団	1年次生・日本国籍	月額40,000円
貸与	あしなが奨学金	あしなが育英会	保護者等が病気で死亡した家庭の子供	月額40,000円
	電通育英会奨学金	電通育英会	学業・人物が優秀な日本人	月額40,000円
	本多清六博士奨学金	埼玉県	態度・行動が学生としてふさわしい者	月額20,000円
	福島県奨学金	福島県	福島県内の高校を卒業した者	月額40,000円

日本学生支援機構奨学金

	募集人数	出願方法・資格	金額
第一種	31名	1年生:高校成績平均3.5以上、2年生以上:大学成績が1/3以上	1年生自宅月額54,000円 自宅外月額64,000円
きぼう21プラン	59名	1年生:高校成績平均水準以上、2年生以上:大学成績が平均水準以上	3・5・8・10万円から選択

奨学金採用状況

奨学金の種類	貸与/給付	金種	採用数(人)				
			2001	2002	2003	2004	2005
<b>学内奨学金</b>							
聖学院大学特別奨学金(第1奨学金)	給付	70,000円~15,000円	62	54	54	54	54
聖学院大学特別奨学金(第2奨学金)	貸与	1学期授業料相当額	8	17	26	27	25
聖学院大学特別奨学金(留学生奨学金)	減免	年間授業料30%~60%	21	53	87	120	162
女子聖学院短期大学記念交流奨学金	給付	上限50,000円まで	0	1	1	1	1
聖学院大学学生会修学援助奨学金	貸与	10,000円~100,000円	1	2	2	1	0
聖学院大学後援会修学援助奨学金	給付	1学期授業料相当額	2	4	1	2	0
聖学院大学後援会修学援助奨学金	貸与	1学期授業料相当額	5	6	3	4	0
<b>学外奨学金</b>							
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 予約採用 第一種	貸与	51,000円(自宅通学) 54,000円(自宅外通学)	6	13	14	17	12
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 予約採用 きぼう21プラン	貸与	3・5・8・10万円から選択	10	13	8	34	31
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 在学採用 第一種	貸与	51,000円(自宅通学) 54,000円(自宅外通学)	29	22	37	22	31
日本学生支援機構奨学金(旧日本育英会) 在学採用 きぼう21プラン	貸与	3・5・8・10万円から選択	35	50	31	49	68
電通育英会奨学金	貸与	30,000円~40,000円	1	1	0	0	0
青森県教育厚生会	貸与	20,000円	1	0	0	0	0
宇都宮市奨学金	貸与	38,000円	1	0	0	0	0
福島県奨学金	貸与	40,000円	1	1	1	1	0
ツツミ奨学財団奨学金	貸与	40,000円	0	0	1	1	0
あしなが育英会奨学金	貸与	一般 40,000円 特別 50,000円	0	0	1	1	0

第 10 章  
学生生活

西東京市奨学金	貸与	10,000円	0	0	1	1	1
新潟県加茂市奨学資金	貸与	30,000円	0	0	0	1	0
<b>留学生関係奨学金</b>							
私費外国人留学生学習奨励費	給付	54,000円	7	11	14	17	22
ロータリー米山記念奨学金	給付	100,000円	0	0	0	1	0
草の根奨学金	給付	20,000円	1	0	0	0	0
国費外国人留学生	給付	135,000円	0	0	0	1	0
朝鮮奨学会奨学金	給付	30,000円	0	0	0	1	0

**【点検・評価】** 本学では、1995年に独自の奨学金制度を設けて以来、多くの学生に修学継続を目的とする経済支援を実施してきた。また、本学から提携校等へ留学する優秀な学生に給付する「女子聖学院短期大学記念国際交流奨学金」は留学を希望する学生の目標ともなっている。このように、本学の奨学金制度は、各年度の成績優秀者に褒章として給付する「聖学院大学特別奨学金第1奨学金」と、経済的に困窮している学生に対し貸与する「聖学院大学特別奨学金第2奨学金」を2本柱として組み立てられており、一方では学生の勉学意欲を促すとともに、様々な事情により学業継続が困難な学生へ機会を提供することで奨学金制度として一定の成果が上がっていると評価できるものである。しかし、奨学資金がこの数年ほとんど据え置かれている中で、選考に漏れた学生に対しては、他の奨学金や教育ローンの紹介が欠かせない状況でもある。なお、貸与型奨学金の返還金滞納者対策として返還督促を行っているが、この数年は連絡が取れない卒業生が出始めており、在学中における奨学金制度に対する理解を深めさせるための教育が重要となっている。

奨学金以外の経済支援としての銀行提携教育ローンについては、低利率による貸し出しや返済期間の長期化を実現すること、本学の奨学金財源に限りがあるため貸し出しに制限を設けなければならないこと、さらには返還金回収業務に係る事務負担軽減などが狙いであるが、まだ発足したばかりの制度であり、評価できる段階には至っていない。近年、日本学生支援機構の奨学金制度（貸与）や銀行提携教育ローン制度などが充実してきているが、その関連で、本学における独自の貸与型経済支援奨学金の役割や意義などについて再検討する時期に来ている。

**【課題・方策】** 現在、聖学院大学特別奨学金（第1奨学金、第2奨学金、留学生授業料減免）の財源はすべて一般経常費を使用しており、奨学金予算の安定的な財源確保として基金の創設が必須であるが、短期間では困難な課題でもある。聖学院大学後援会や聖学院大学学友会などでは、毎年一定額を積み立てて基金作りを行っているが、本学としても十分な奨学資金確保に向けての努力を継続していく必要がある。

日本学生支援機構では、旧日本育英会時代を含めて機構・制度改革が相次いだが、この数年は奨学金制度も安定してきている。特に「きぼう21プラン」の新設などによって、採用できる学生が増加したことは歓迎すべきことであるが、その意味では、本学独自の奨学金のあり方については、従来からの枠に捉れずに再構築する時期に来ていると言え

る。貸与型奨学金の返還業務の肥大化傾向と合わせ、これまでの奨学金のカテゴリー以外に、チャレンジサポート奨学金制度など学生のやる気を支援する褒章型奨学金の新設などを検討している段階である。

## 2) 奨学金へのアクセスを容易にする情報提供の状況

(C群:各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性)

**【現状の説明】** 学内および学外奨学金の募集、あるいは説明会等の告知は、学生課掲示板や学生課情報新聞「かけはし Bridges」紙上で行っている。しかし現代の学生気質を考えると、従来のように、説明会日程を掲示板に告知し、説明会で説明するだけの指導では充分とはいえない。説明会後にも学生を呼び出したり個別面談を行ったりして追加説明を行わなければならないが、効率が悪かったが、数年前より、申請方法に加えて応募用紙等も綴じこんだ資料「奨学金ガイド」を作成し、説明会に来た学生に配布するだけでなく、学生課に常設し、自由に持ち帰れるよう便宜を図っており、状況は改善されている。さらに、近年は学生生活手帳、大型掲示板、ホームページ、メールマガジン等、伝達する媒体を多様にして奨学金制度に関する情報の周知を徹底している。

**【点検・評価】** ホームページやメールマガジン等によって奨学金に関する情報を比較的簡便に浸透させることができるようになったことは、改善点として評価することができよう。そのため、最近では奨学金制度に関する学生からの質問や問い合わせが増加したので、学生課に常時奨学金個別相談窓口を開設し、様々な問合せに応じるようになった。これにより、殊に家計支持者の急変による相談や留学生からの相談に有効に対応できることになった。

**【課題・方策】** 様々な伝達手段によって、学生が奨学金情報にアクセスすることがこれまでより容易になったにもかかわらず、奨学金申請期日を過ぎてから申請や相談に来る学生は皆無ではない。奨学金の申請期限を厳守することは教育的配慮の面からも必要なことであり、期限を守らない学生への指導もまた重要であると考えている。

また学生課に設置されている個別相談窓口はスペースが充分でないため、プライバシー保護の観点から問題があり、今後、改善していく必要がある。相談担当職員数の増員を含め、個別相談体制の充実について具体的検討を行っていく。

## 2 生活相談等

### 1) 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

(A群:学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性)

**【現状の説明】** 本学では、健康相談、健康教育に力点を置き、毎年1月と4月に学生健康診断を行うとともに、健診結果に基づく再検査及び校医診察を保健室で実施するなど、学生に健康